

熊本県住宅再建支援事業 二重ローン対策補助金

居住していた住宅が熊本地震で被害を受け、被災住宅に係るローンを有する人が、新たな住宅ローンを組み住宅を再建する場合の負担を軽減するため、利子相当額を補助する事業。令和2年度以降は、やむを得ない理由で住宅の再建が完了していない人を対象に補助しています。

補助の対象要件

- 以下の全てに該当する人
- 1 県内の自ら居住していた住宅が、熊本地震で被災し、発災(平成28年4月14日)以前からその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有している
 - 2 県の復興関係公共事業など※、やむを得ない理由で令和2年3月31日までに住宅の再建が完了しなかった
 - 3 県内に自ら居住する住宅の再建のために、300万円以上の新たな住宅ローンを契約した
 - 4 新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点で、1の被災住宅に係る既存の住宅ローンが500万円以上ある
 - 5 新たな住宅ローンを契約した日の属する前年(前年の所得証明書の取得が困難な場合は前々年)の課税所得金額が780万円以下(同一世帯に該当する人がいる場合を除く)

補助金額

既存の住宅ローンにかかる利子(元利均等毎月償還による算定額)相当額 ※上限50万円

申請期限

2月末まで ※間に合わない場合は要相談

申請・問い合わせ先

〒862-8570
熊本市中央区水前寺6丁目18-1
熊本県住宅課 計画班 二重ローン対策補助担当
☎333-2547

必要書類など詳しくは、県ホームページをご確認ください。



※益城中央被災市街地復興土地区画整理事業、県道熊本高森線4車線化事業、宅地耐震化推進事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、市町村が施行する被災宅地復旧支援事業、被災マンションの建替え

献血にご協力ください

輸血を必要とする人などへ血液を安定的に届けるため、400ml献血を実施します。

血液製剤は長期保存ができないため、継続的な献血への協力が必要です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

日時 1月24日(金)午前9時30分～11時30分
午後0時45分～4時

場所 役場北側駐車場 ※受け付けは1階多目的スペース
対象 男性17歳～69歳、女性18歳～69歳
※65歳以上の方は、60歳～64歳の間に献血経験がある場合に限る

当日は問診や血圧測定などの検査があり、検査結果によっては献血できない場合があります。
400ml献血は、男性は12週間、女性は16週間の間隔をあける必要があります。

献血 Web 会員サービス ラブラッド

事前に会員登録の上、献血時間を予約すると優先的に案内できます。ポイントをためて記念品と交換することもできます。

ラブラッドの登録はこちら



☎健康保険課 保健事業係 ☎286-3113

1月17日 憩の家の閉鎖に関する説明会

令和6年12月の町議会定例会において、「益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例」が可決されました。これを受け、憩の家の閉鎖に関する説明会を開催し、これまでの経緯や今後について説明します。

日時 1月17日(金) 午後2時～3時
場所 交流情報センターミナテラス 視聴覚室
※本説明会では質疑応答は行いません。

☎福祉課 地域福祉係 ☎234-6113

児童手当拡充に伴う手続きを忘れずに！

令和6年10月の法改正により、児童手当の支給対象が拡大しました。

右のいずれかに該当する場合のみ手続きが必要です。期限までに手続きをしなかった場合、手続きの次月分からの支給になりますので、ご注意ください。

必要書類や詳細な改正内容は、本紙令和6年8月号か町ホームページをご覧ください。



以下の人は職場や他市町村へ

- ・受給者(父母で令和5年中の所得が高い方)が公務員の場合は職場へお問い合わせください。
- ・益城町在住の子どもの主たる監護・生計維持者が他市町村に住んでいる場合、生計維持者の住民登録がある市町村にお問い合わせください。

確定申告の準備はお済みですか？

熊本国税局では、1月14日(火)から3月17日(月)までの間、所得税・消費税・贈与税の確定申告に関する電話相談に対応するため、「確定申告電話相談センター」を開設します。

「国税相談専用ダイヤル」に電話をかけ、音声ガイダンスに従って0番を選択した後、用件をお話してください。

国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901

所得税の確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

1月6日(月)から利用できます。



税務職員ふたば

人工知能(AI)を活用して自動でお答えします。

国税庁ホームページ 税務相談 チャットボット▶



手続きが必要な人

- ①所得超過により児童手当が止まっていた
- ②一番下の子どもの生年月日が、高校生年代※¹
- ③就学・就職にかかわらず、養育している大学生年代※²がいる世帯で、高校生年代以下の子どもと合計して3人以上子どもがいる(養育していれば別居も含む)

※¹ 平成18(2006)年4月2日から平成21(2009)年4月1日生まれ

※² 平成14(2002)年4月2日から平成18(2006)年4月1日生まれ

手続きの期限 **3月31日**(月)

☎こども未来課 子育て支援係 ☎286-3117

熊本東税務署主催の申告相談会場

期間 2月17日(月)～3月17日(月)の平日
※ただし、3月2日(日)は申告相談を行います。
時間 午前9時～午後4時
場所 熊本東税務署 1階事務室
(熊本市東区東町3丁目2番53号)
※熊本城ホールでは申告相談を行いません。

会場への入場には、時間枠が指定された入場整理券が必要です。入場整理券は当日会場で配布される他、事前にLINEで発行することもできます。

☎熊本東税務署 ☎369-5566(代表)

益城町の申告相談会場

期間 2月17日(月)～3月17日(月)の平日
時間など詳しくは、1月中に送付する「日程表」をご覧ください。

場所 交流情報センターミナテラス
※役場庁舎では申告相談を行いません。
☎税務課 住民税係 ☎286-3388